

越前市令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金のご案内

- 越前市令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金(1世帯あたり10万円)は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、影響を受ける「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯」を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、申請による手続きが必要です。

※本給付金における「世帯」とは、令和5年12月1日時点の住民票上の世帯を言います。

給付額

①対象一世帯あたり

10万円

②対象児童一人あたり

5万円

上記①②の合計額を
給付します。

申請期限

令和6年8月31日(土)

【 必着 】

※申請期限を超過した場合は受理できません。

給付時期

市が申請を受理した日から
2~3週間後が目安です。

※申請の混雑状況によって、給付時期は前後する場合があります。

申請手続きの方法

- (様式第2号)「越前市令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金申請書」を記入し、必要書類(本人確認書類・口座確認書類の写し等)を添えて市役所窓口にご提出ください。(郵送での提出も可能です。)

申請書(様式第2号)は、越前市ホームページからダウンロードするか、市役所窓口(市役所2階 社会福祉課、今立総合支所)で配布しています。

★★★ 詳細は裏面をご覧ください★★★

越前市ホームページ
では多言語でご覧
いただけます。



主页有多种语言版本。
The homepage is available in multiple languages.
A página inicial está disponível em vários idiomas.
Trang chủ có sẵn bằng nhiều ngôn ngữ.

お問い合わせ

越前市役所 市民福祉部 社会福祉課

電話 0778-43-5354

受付時間 8:30~17:15(土日・祝日を除く)

※税情報・個人情報を含むご相談はお受けできません。

①給付要件(記入前にご確認ください)

(1) 基準日(令和5年12月1日)に、越前市に住民登録があること

…基準日の翌日以降に転入した世帯は本給付金の給付対象外です。

(2) 世帯内の令和5年度住民税課税者が、均等割のみ課税であること

…住民税所得割が課税されている方を含む世帯又は住民税非課税者のみで構成される世帯は本給付金の給付対象外です。

※住民税未申告の方は、税務課等で必要な申告を行い、住民税が均等割のみ課税である場合に申請ができます。

※令和5年1月2日以降に越前市外から転入してきた方は、令和5年1月1日時点の市区町村(または課税地)が発行する「令和5年度住民税の課税状況が分かる証明書の写し」が必要です。

※令和5年1月2日以降に、日本に入国した方は本給付金の給付対象外です。



(3) 世帯全員が、令和5年度住民税課税者から扶養を受けていないこと

…世帯の中に課税者から税法上の扶養を受けていない方が一人以上いる必要があります。

【給付対象外となる例】

- ・2人世帯で、2人とも別世帯の息子(住民税課税者)の扶養になっている
- ・親(住民税課税者)に扶養されている一人暮らしの大学生 など

(4) 世帯内に、他の自治体から同様の給付金を受けた者がいないこと

…他の自治体で既に10万円の給付を受けている場合は給付対象外となります。

(5) 世帯内に、租税条約による住民税の免除を届け出ている者がいないこと

…外国籍の方がいる世帯においては、特にご注意ください。

※上記の給付要件を一つでも満たさない世帯は、ご申請できません。

②子ども加算について

- 基準日時点で、世帯内で扶養している(同一生計である)18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童がいる世帯については、子ども加算(1人あたり5万円)の対象※となります。

※基準日の翌日以降に出生した児童や別世帯だが扶養している児童も支給対象となります。

- 給付は世帯主に行います。対象児童の**実際の扶養者**と**給付対象者**が異なる場合があります。

